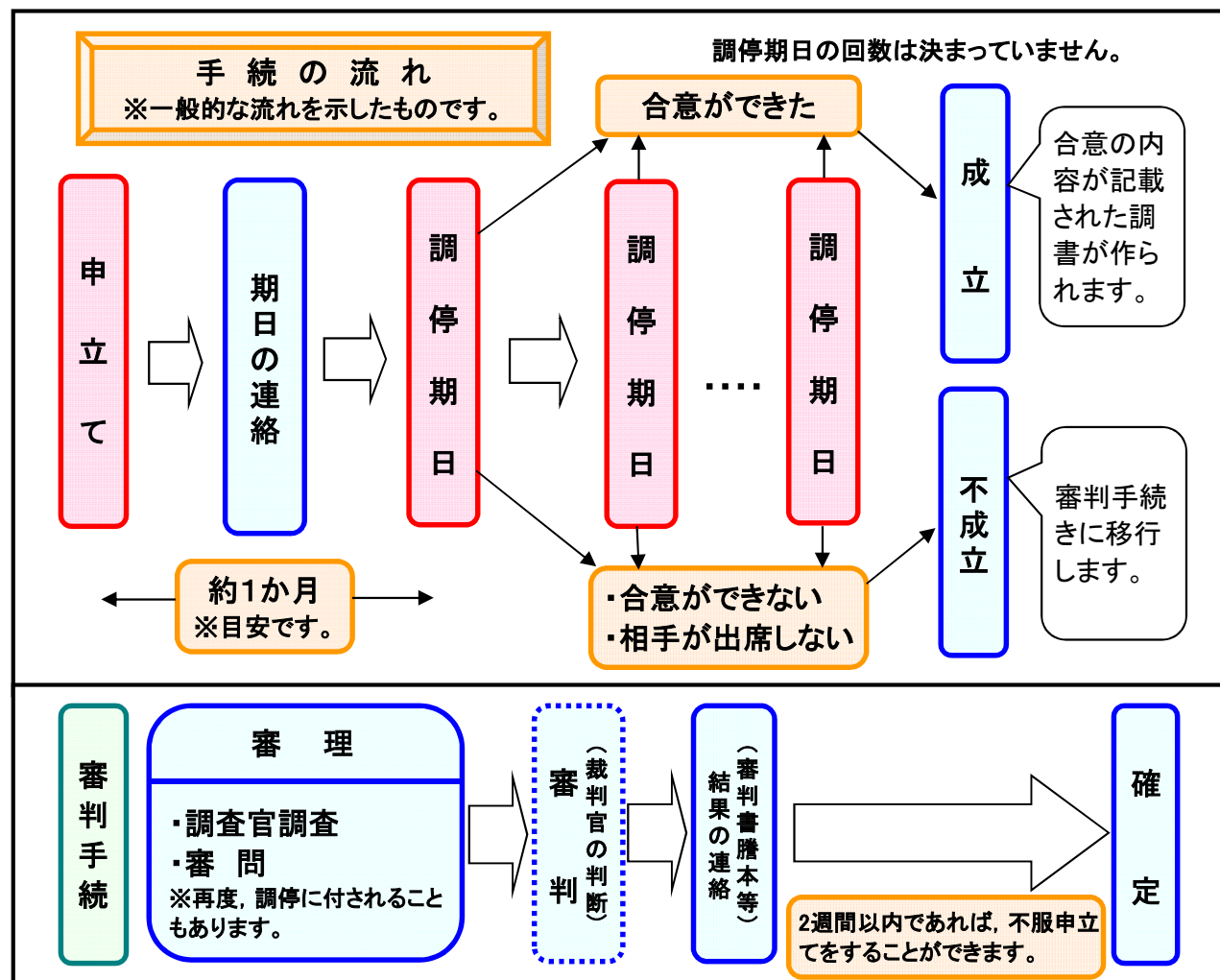


## 「子の監護に関する処分(面会交流)」調停とは・・・

養育・監護していない親と子との面会、交流について、裁判官と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、双方から事情や意見を聴いたり、必要に応じて資料を提出してもらするなどして、お互いが納得して問題を解決できるように、実情に即した助言やあっせんをする手続のことで(民法766条1項)。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	父又は母
申立てをする裁判所	相手になる人の住所地又は合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 子1人につき 収入印紙 1,200円分 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 930円分 <b>【82円8枚, 50円3枚, 10円10枚, 2円10枚, 1円4枚】</b>
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書, 申立書のコピー, 申立付票, 連絡先等の届出書, 進行連絡メモ 各1通 <input type="checkbox"/> 子の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 ※そのほかに書類の提出をお願いすることがあります。



## よくあるご質問

### Q1 この調停では、どのようなことを話し合うことができるのですか？

子どもと一緒に暮らしていない親が子どもと面会等を行うことについて、その回数、日時、場所などといった具体的な内容や方法について話し合うことができます。

### Q2 調停では、子との面会交流の回数や方法をどのようにして決めるのですか？

親子の面会交流は、子どもの健やかな成長にかなうものとなることが望まれます。そのために、調停では、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活のリズム、生活環境等を考えて、子どもに負担を与えることのないように十分配慮して、子の意向を尊重し、子の福祉にかなった取決めができるように話し合いを進めます。

### Q3 子どもの意向等を確認する必要がある場合には、どのような職員が対応するのですか？

原則的には、心理学や社会学、教育学、社会福祉学などの知識や技法を持つ家庭裁判所調査官が対応します。家庭裁判所調査官は、子どもの年齢などに合わせた方法で、また、その心身の状態にも十分配慮しながら意向等を確認したり、裁判所が解決の方向性を見極めるために裁判所内の部屋を利用して行う面会交流に立ち会うなどして、きめ細かい対応を心がけています。

### Q4 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？

話し合いがまとまらず、調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、必要な審理が行われた上、家事審判官(裁判官)が一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

### Q5 調停や審判で決まった面会交流の取決めが守られない場合は、どうすればよいのですか？

決まったとおりに面会交流を実施するよう家庭裁判所から相手に勧告することを求める「履行勧告」の申出をすることができます。ただし、相手が勧告に応じない場合は、実施を強制することはできません。また、面会交流の内容が具体的に決められている場合は、その内容によっては、家庭裁判所に間接強制の申立てをすることができる場合もあります。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター

( TEL 052-223-2830 )